

項目	特記事項
9.1.2 一般事項	■建築編 9章 防水工事■ * 防水の保証期間は、工事目的物引き渡しの日からモルタル防水5年、その他防水10年とする。
9.1.3 施工一般	1. 屋根防水等の種別： ・アスファルト防水 ・改質アスファルトシート防水 ・合成高分子系ルーフィングシート防水 ※塗膜防水 ・ケイ酸質系塗布防水
<塗膜防水> 9.5.3 種別及び工程	1. ウレタンゴム系塗膜防水の種別： ・絶縁工法 ※密着工法 [9.5.1表による] 絶縁工法の場合の脱気装置の種別及び設置数量： 2. ゴムアスファルト系塗膜防水の種別： ・密着工法(1) ・密着工法(2) [9.5.2表による] 密着工法(2)における保護層（工程4及び工程5）： ・適用する ・適用しない
<ケイ酸質系塗布防水> 9.6.3 防水層の種別及び工程	ケイ酸質系塗布防水の種別： ・C-U I ・C-U P [9.6.2表による]
11.1.3 伸縮調整目地	■建築編 11章 タイル工事■ 3. シーリングの目地寸法及びシーリング用材料：
11.2.2 材料	1. 形状、寸法、用途による区分、耐凍害性の有無、滑り抵抗性、標準色・特注色の別等： 2. 役物タイル： ・使用する ・使用しない
11.2.7 施工	2. 下地及びタイルごしらえ モルタル塗りのコンクリート素地面： ・MCR工法 ・目荒し工法
<接着剤によるタイル張り> 11.3.2 材料	3. 試験張り： ・有（ ） ※無 見本焼き： ・有（ ） ※無
<タイル型枠先付け工法> 11.4.2 材料	1. タイルのきじの質： ※磁器質 ・せっ器質 2. 役物タイルの仕様： タイル型枠先付け面のせき板： ・6.8.1表のB種 ・金属製タイル先付け用パネル
11.4.3 タイル型枠先付けの種別	タイル型枠先付けの種類： ・タイルシート法 ・目地ます法 ・棧木法 [11.4.1表による]
12.1.4 表面仕上げ	■建築編 12章 木 工 事■ 仕上げの程度の種類及び適用箇所： ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 [12.1.1表による]
12.2.1 木材	2. 製材： ※「製材の日本農林規格」による ・その他
12.2.3 集成材等	3. 造作用集成材： ・使用する ※使用しない 樹種名、見付け材面の等級、寸法等： 化粧ばり造作用集成材： ・使用する ※使用しない 樹種名（化粧薄板、芯材）、化粧薄板の樹種名及び厚さ、見付け材面の等級、寸法等： 化粧ばり造作用集成柱： ・使用する ※使用しない 樹種名（化粧薄板、芯材）、化粧薄板の厚さ、見付け材面の等級、寸法等： 4. 造作用単板積層材： ・使用する ※使用しない 厚さ、表面の品質（表面化粧加工の有無、表面の化粧加工しない場合は、等級について、表面化粧加工の場合は、天然木化粧加工・塗装加工について）及び防虫処理： 5. 床張り用合板等 普通合板の厚さ、表板の樹種名、接着の程度、板面の品質： 防虫処理、難燃処理及び防煙処理： ・行う ※行わない 構造用合板の等級、表板の樹種名、接着の程度、板面の品質及び厚さ： 防虫処理（ ），強度等級（ ） 「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書（H25版）」による。 パーティクルボードの表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分及び厚さ： 「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書（H25版）」による。 構造用パネルの等級及び厚さ：
12.2.2 接合具等	3. 諸金物 ・（ ）
12.3.1 防腐・防蟻処理	※実施する（ ） ・実施しない
13.1.4 施工一般 <長尺金属板葺> 13.2.2 材料	■建築編 13章 屋根及びとい工事■ 2. 屋根葺材、断熱材、防水立上り等の納まり：図面による 1. 長尺金属板、板及びコイルの種類：※JIS G 3322の屋根用コイル（種類： ，記号： ） 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ等： 下葺材料（釘またはステーブルが打てる場合）： ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材
13.2.3 工法	1. 屋根葺形式（ ） 2. 屋根葺工法（ ） 3. 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法： 4. 雪とめ ・設ける ※設けない
<化粧及び厚形スレート葺き> 13.3.3 工法 <粘土瓦葺> 13.4.2 材料	1. 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法： 1. 粘土瓦の種類、大きさ、産地等： 役物瓦の種類、雪止め瓦の使用等：
13.4.3 工法	1. 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法： 3. 瓦葺木の留付け工法： 4. 棟の工法： ・7寸丸伏せ棟 ・のし一体棟 ・のし積み棟 ・（ ）
<と い> 13.5.2 材料	1. といその他の材種：※硬質塩化ビニル管（VP） ・硬質塩化ビニル管（VU） [13.5.1表による] ・配管用鋼管

項目	特記事項			
14.1.3 施工一般	3. とい受け金物： ※ ステンレス製 ・溶融亜鉛めっきを行った鋼製 ■建築編 14章 金属工事■ 2. あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験： ・行う ・行わない 設計用引張強度：			
14.2.1 ステンレスの表面仕上げ	表面仕上げの種類：※ヘアライン仕上げ ・鏡面仕上げ			
14.2.2 アルミニウムの表面処理	1. 表面処理の種別： [14.2.1表による] 2. 陽極酸化皮膜の二次電解着色の色合等：			
14.2.3 鉄鋼の亜鉛めっき <軽量鉄骨壁下地> 14.4.2 材料 <軽量鉄骨天井下地> 14.5.2 材料	1. 鉄鋼の亜鉛めっきの種別： [14.2.2表による] 2. スタッド、ランナー等の種類： ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ・（ ） [14.4.1表による] 2. 野縁等の種類： ○19形（屋内） ○25形（屋外） [14.5.1表による]			
14.5.3 工法	8. ダクト等によってつりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強：図面による 11. 天井ふところが3mを超える場合の補強：図面による 14. 天井下地材における耐震性を確保した補強：図面による 15. 屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強：図面による			
<雑金物> 14.6.1 カーテンレール	1. カーテンレールの材質及び形状：図面による			
14.6.3 ノンスリップ	1. ノンスリップの材種、形状、寸法等：図面による			
14.6.4 引抜き耐力等	ナイロンプラグの種別（サイズ）： [14.6.1表による] 鋼製拡張式アンカーの種別（サイズ）： [14.6.1表による]			
14.6.5 その他の雑金物	・（ ）			
<モルタル塗り> 15.2.2 材料	■建築編 15章 左 官 工 事■ 8. 既製目地材： ・使用する（形状： ） ※使用しない			
15.2.5 工法 <床コンクリート直直し仕上げ> 15.3.1 適用範囲 <セルフレベリング材塗り> 15.4.2 材料 <パーライトモルタル塗り> 15.6.1 適用範囲	3. 外壁タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験： ・行う ※行わない ・（ ） 1. セルフレベリング材の種類及び品質： ・せっこう系 ※セメント系 [15.4.1表による] 2. パーライトモルタル： ※使用する ・使用しない 2. パーライトモルタルの調合（容積比）：製造所の仕様による			
15.6.2 材料、調合	■建築編 16章 建具・ガラス工事■ 1. 防火戸の指定：図面による 3. 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と煙感知器等との連動： ・する ※しない			
16.1.3 防火戸	2. 開口部の侵入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」の使用箇所： ※玄関錠前 ・面格子 ※接地階バルコニー側			
16.1.5 その他	2. 耐風圧性の等級： ○ S-4 ・ S-5 ○ S-6（適用箇所： 5階以上） 気密性の等級： ※ A-3 ・ A-4 水密性の等級： ※ W-4 ・ W-5 色彩等の種類： ※ シルバー ・ ブロンズ 3. 防音サッシ及び断熱サッシの種別及び等級：			
<アルミニウム製建具> 16.2.2 一般事項	5. 網戸等の防虫網： ・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製			
16.2.3 材料	2. 建具の枠の見込み寸法：図面による 3. 構造：網戸用レールは、一般網戸対応型とする。 4. アルミニウムの表面処理の種別： ・ A-1種 ※B-1種 ・ C-1種 ・ A-2種 ・ B-2種 ・ C-2種 標準色・特注色の別等：			
16.2.4 形状及び仕上げ	1. 水切り板、ぜん板等：図面による 2. 耐風圧性の等級： ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6（適用箇所： 階以上） 気密性の等級： ・ A-4 水密性の等級： ・ W-4 ・ W-5 外部に面する建具の種別： ・ A種 ・ B種 ・ C種 [16.3.1表による] 防音ドアセット、防音サッシの適用及び遮音性の等級： 外部に面する建具の種別： ・ T-A種 ・ T-B種 [16.3.2表による] 断熱ドアセット、断熱サッシの適用及び断熱性の等級： 外部に面する建具の種別： ・ H-A種 ・ H-B種 [16.3.3表による]			
16.2.5 工法 <樹脂製建具> 16.3.2 性能及び構造				
株式会社 岩崎設計事務所		東浦住宅建築工事(第19工区)		図面番号
一級建築士登録 第66771号 岩崎 征一		特記仕様書 4		No. A-D
検 図	製 図	設 計 H25年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課	

項目	特記事項
16.3.3 材料	6. ガラス：※ 複層ガラス ・ ()
16.3.4 形状及び仕上げ	2. 建具の枠の見込み寸法：図面による 4. ステンレス製くつずりの厚さ及び仕上げ：図面による 6. 表面色： ・ 標準色 ・ 特注色
16.3.5 工法 <鋼製建具>	1. 水切り板, ぜん板等：図面による
16.4.2 一般事項	3. 耐風圧性, 気密性, 水密性, 遮音性, 断熱性, 面内変形追従性等の等級及び種類：S-4、A-3、W-1
16.4.3 材料	1. 鋼板の種類： ・ JIS G 3302 ・ JIS G 3317 , めっき付着量 ()
16.4.4 形状及び仕上げ <ステンレス製建具>	1. 形状, 仕上げ：図面による
16.5.2 一般事項	建具の性能：
16.5.3 材 料	※SUS304 ・ SUS430J1L ・ SUS443J1 ・ SUS430 ・ ()
16.5.4 形状及び仕上げ <木製建具・その他>	1. 形状, 仕上げ：
16.6.2 一般事項	* 内装ドアについては「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書（平成25年度版）」による。
16.6.3 フラッシュ戸	1. フラッシュ戸の寸法, 形状：図面による
16.6.4 かまち戸	1. かまち戸の寸法, 形状：図面による 2. かまち及び鏡板の樹種：図面による
16.6.5 ふすま	* 寸法, 形状及び上張りの種類：図面による 1) 和ふすま 周囲線の仕上げ, 寸法 (mm)：ラワンカシュー仕上げ, 縦19.5×19.5 上30×16.5 下24×16.5 周囲骨の寸法 (mm)： 20×15.1 中骨縦子の寸法 (mm), 本数：6×15.1, 2本 中骨横子の寸法 (mm), 本数：6×15.1, 20本 引手受け板の寸法 (mm)： 15.1 引手の材種： ※合成樹脂製 ・ 銅製 形状： ※丸型 ・ 図示 2) 戸ふすま * 「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書（平成25年度版）」による。
<建具用金物>	
16.7.2 一般事項	* キーは、アクリル製室名札をつけ、スチール製箱に収納して提出する。 * マスターキーは、共用部のみで使用でき、各住戸の玄関戸では使用できないものとする。 * ドアクローザーは、BL部品のII型の性能を有するものとする。
16.7.3 材料	1. コンストラクションキー装置：※取付ける ・ 取付けない 3. 丁番 (ふすまを除く。) の形状・材質・寸法：図面による フロアヒンジ：図面による
<ガ ラ ス>	
16.8.2 材料	1. ガラスの種類及び厚さ：図面による
<素地ごしらえ>	
17.2.2 木部	1. 透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種類：・A種 ※B種 [17.2.1表による] 不透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種類：※A種 ・B種 [17.2.1表による]
17.2.3 鉄鋼面	鉄鋼面の素地ごしらえの種類：・A種 ・B種 ※C種 [17.2.2表による]
17.2.4 亜鉛めっき鋼面	亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種類：・A種 ・B種 ※C種 [17.2.3表による]
17.2.5 コンクリート面等	コンクリート面の素地ごしらえの種類：・A種 ※B種 [17.2.4表による] ALCパネル面の素地ごしらえの種類：・A種 ※B種 [17.2.4表による]
17.2.7 ボード類等	目地工法が継目処理工法のせっこうボードの素地ごしらえの種類：※A種 ・B種 [17.2.6表による] その他のボード類の素地ごしらえの種類： ・A種 ※B種 [17.2.6表による]
<錆止め塗料塗り>	
17.3.2 塗料種別	1. 屋外の鉄鋼面錆止め塗料の種類：※A種 ・B種 ・C種 [17.3.1表による] 屋内の鉄鋼面錆止め塗料の種類： ※A種 ・B種 ・C種 [17.3.1表による] 2. 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料の種類：※A種 ・B種 ・C種 [17.3.2表による]
17.3.3 塗り工程	1. 見え掛り部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種類：※A種 ・B種 [17.3.3表による] 見え隠れ部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種類： ・A種 ※B種 [17.3.3表による] 2. 鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種類：※A種 ・B種 ・C種 [17.3.4表による] その他の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種類： ・A種 ・B種 ※C種 [17.3.4表による]
<クリヤラッカー塗り>	
17.5.2 塗り工程	クリヤラッカー塗りの工程の種類：・A種 ※B種 [17.5.1表による] 目止めと着色：・兼用する ※兼用しない
<厚付け仕上塗材>	
18.3.1 厚塗材C <複層仕上塗材>	3. 凸部処理仕上げ及び上塗り：・有 ※無
18.4.1 複層塗材CE	3. 仕上げの形状：・ゆず肌模様 ※凹凸模様 ・凸部処理 [18.4.1-2表による]
18.4.2 複層塗材Si	3. 仕上げの形状：・ゆず肌模様 ※凹凸模様 ・凸部処理 [18.4.3-4表による]
18.4.3 複層塗材E	3. 仕上げの形状：・ゆず肌模様 ※凹凸模様 ・凸部処理 [18.4.5-6表による]
18.4.4 複層塗材RE	3. 仕上げの形状：・ゆず肌模様 ※凹凸模様 ・凸部処理 [18.4.7-8表による]

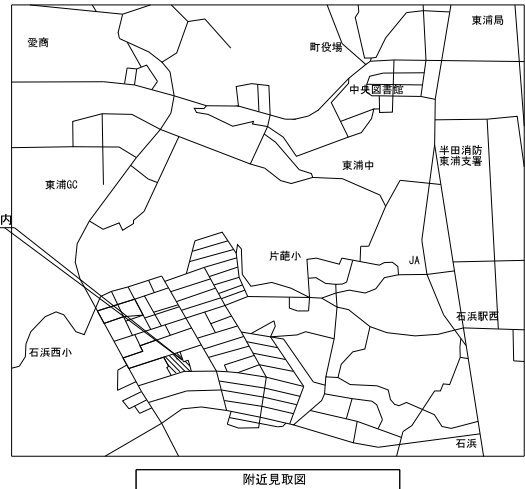
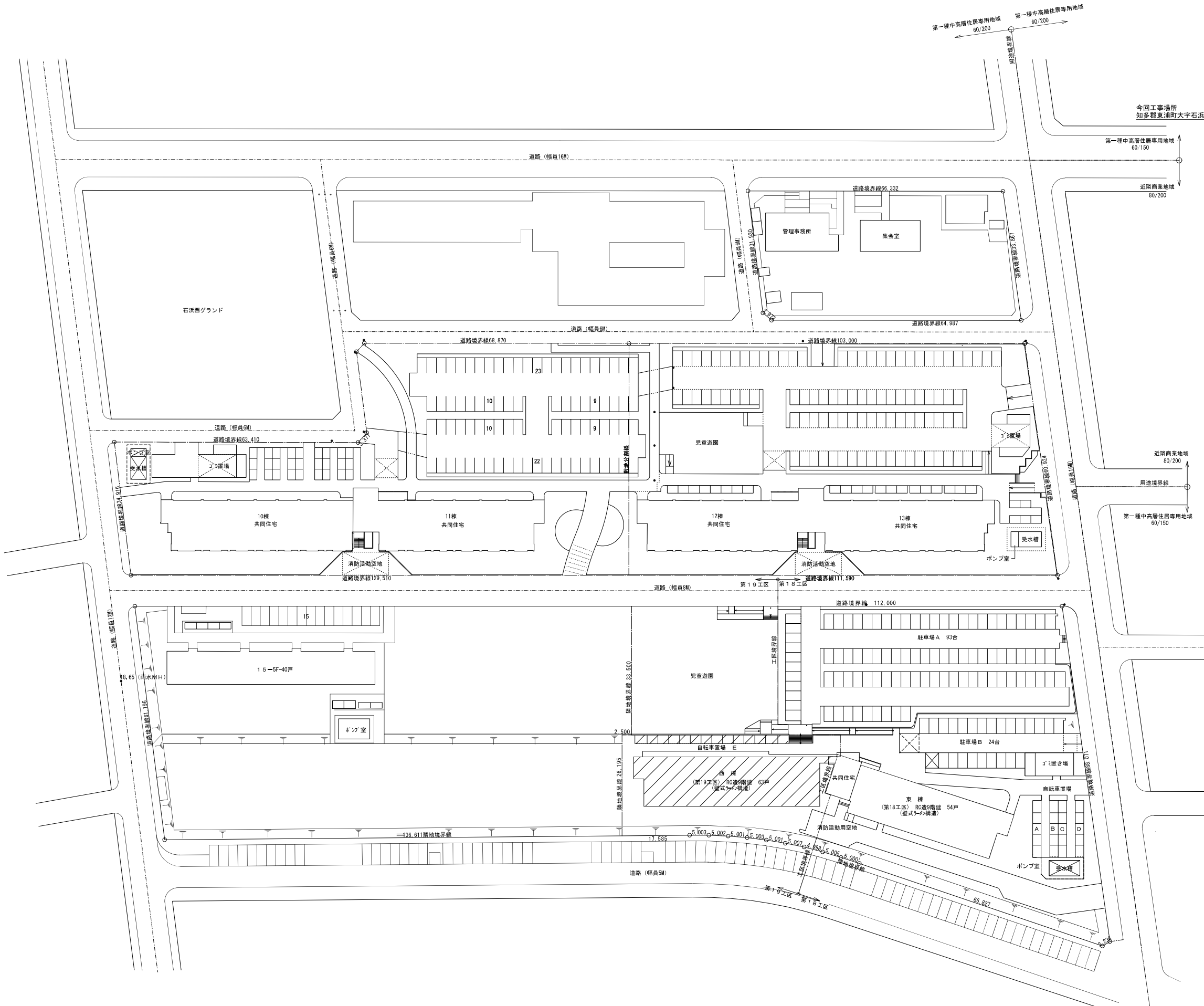
項目	特記事項
<マスチック塗材>	
18.5.1 種別 <そ の 他> 軽量骨材仕上塗材	2. マスチック塗材 (MR) の種別及び仕上げ： [18.5.1表による] * 軽量骨材仕上塗材の吹き付けによる天井等の仕上工事は次による。 1) 材料：※セメント系 ・有機結合材系 2) 工法：工法は製造所の仕様によるものとするが、事前に施工計画書を監督員に提出し承諾を受ける。
<発泡プラスチック系床下地>	
19.2.1 材料 <乾式遮音二重床下地>	
19.3.1 材料	1. 乾式遮音二重床下地材の遮音性能：
19.4.1 材料	1. 天然木化粧複合フローリングA種 (積層フローリング)： ・使用する ※使用しない 天然木化粧複合フローリングB種 (ベニヤフローリングB種)： ・使用する ※使用しない 天然木化粧複合フローリングC種 (ベニヤフローリングC種)： ・使用する ※使用しない 天然木化粧複合フローリングD種 (ベニヤフローリングD種)： ・使用する ※使用しない 2. 特殊加工化粧複合フローリング：・使用する ※使用しない
<畳 敷 き>	
19.5.1 材料	A. 本工事に使用する材料は、見本品を提出の上、監督員の承認を受けたものを使用する。 B. 畳床はJIS A5914 (建築畳床) に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形 (厚み50) を使用する。 1) 畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A5905 (繊維板) に規定するタミボードとする。 2) 畳床に使用するポリスチレンフォーム板は、JIS A9511 (発泡プラスチック保温材) の4.6の方法で試験して、密度が27kg/m ³ 以上で、かつ同規格に規定する4.13.1の方法で試験して燃焼試験に合格したものと する。 3) 畳床に使用する裏面材 (防湿シート) は、JIS P3401 (クラフト紙) に規定するクラフト紙3種にポリエチレンクロスなどを圧着したものとする。 4) 畳床に使用する保護材は、不織布とする。 5) 縦糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸間面積は下記のとおりとする。 縦糸間隔 (cm)：8.5以下 縫い目又は横糸間隔 (cm)：5以下 糸間面積 (cm ²)：20～43 6) 畳床の構造は下図を標準とする。 
<ビニル床シート>	
19.6.1 材料	C. 畳へりはJIS L3108 (畳へり地) によるP・Pへりとし、光輝へり10畳分450g以上とする。へり下地は畳用へり下紙巾75mm以上とする。 D. 畳表は、JAS3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。 E. 畳床に使用する縫糸は、JIS A5914 (建築畳床) 附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、畳の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902 (畳) 附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含まない又は浸透させたものは使用しない。なお、針足寸法は、JIS A5902 (畳) の規定による。
19.6.2 施工 <せっこうボード他>	A. 製作及び敷き込み 1) 製作に先立ち、監督員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせする。 2) 畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畳床の手かけは無しとする。 3) 畳の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ22mm、巾3mm以上とする。 4) 畳の返しボードは、不織布糸又はポリエステル系糸の畳用返しボードとする。 5) 敷き込みは、敷居畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。 B. 畳框、及び畳表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。 製造所及び製造年月、種類及び等級 C. 畳焼け防止の措置をする。 D. 畳は、敷き込み前に30畳につき1畳の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまとめた上、監督員に提出する。
19.9.1 材料	1. ビニル床シートの種別：・1種 ・2種 ※3種 ・4種 ・5種 [19.6.1表による] 3. 接着剤の種別： [19.6.2表による]
19.6.2 施工 <せっこうボード他>	4. 接合部の熱溶接工法：※適用する ・適用しない
19.9.1 材料	3. 和室天井板の台板合板及び裏棧木の防虫処理： 5. 化粧せっこうボードの留め付け：同色のカラーネイル、カラーねじ等
<壁 紙 張 り>	
19.10.1 材料 <断熱及び防露>	
19.11.1 適用範囲	1. 壁紙の品質及び防火性能： 壁外断熱工事：
19.11.3 施工	1. 断熱工法：・S1工法 (あと張り) ・S1-F工法 (先打込み) ※吹付け工法 (現場発泡工法) 5. 吹付け工法 (現場発泡工法) の断熱材の吹付け厚さ： 図面による
<内装プレハブ工法>	
19.12.1 適用範囲	2. 内装プレハブ工法：「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書（平成25年度版）」による
	株式会社 岩崎設計事務所 東浦住宅建築工事(第19工区)
	一級建築士登録 第66771号 岩崎 征一 特記仕様書5 箱尺 No. A-E
検 図	製 図 設 計 H25年2月 愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項
	<p>■建築編 20章 部品・その他工事■</p> <p>20.2.3 キッチンキャビネット 2. キッチンキャビネットの種類：※セクショナルキッチン ・システムキッチン キッチンキャビネットの寸法, 材質, 付属部品：図面による</p> <p>20.2.4 郵便受箱 2. 郵便受箱の形状, 寸法：図面による 材質：ステンレス製</p> <p>20.2.5 手すりユニット 2. 廊下用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 バルコニー用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 窓用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 手すりユニットの形状, 寸法：図面による 3. 手すりユニットの躯体への支持方法の種類別：図面による * 風の影響による音の発生が想定される場合には、中間支持材を入れる等の対応をする。</p> <p>20.2.6 補助手すり 2. 補助手すりの形状, 寸法, 材質：図面による</p> <p>■建築編 22章 排水工事■</p> <p>22.2.1 排水管 (1) 材種、管の種類、呼び径等：図面による</p> <p>22.2.2 側塊、排水樹等 1. マンホール側塊の形状、寸法：図面による 2. 排水樹の種類等：図面による 排水樹ふた種類等：図面による 鋳鉄製ふたの場合の名称、種類及び適用荷重：図面による 3. グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ等：図面による</p> <p>22.2.3 その他の材料 5. 埋戻し材料の種類： 発生土の中の良質土</p> <p>22.3.1 適用範囲 2. 車両の通行が多い場合の工法：図面による 軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法：図面による</p> <p>22.3.3 工 法 5. 遠心力鉄筋コンクリート管 管基礎の厚さ及び種類：図面による 6. 硬質ポリ塩化ビニル管 管基礎の厚さ及び種類：図面による</p> <p><街きよ、縁石及び側溝> 22.4.2 材 料 1. コンクリート縁石の形状、寸法：図面による [22.4.1 表による] 側溝の形状、寸法：図面による [22.4.1 表による] 3. 地業の材料：図面による</p> <p>22.4.3 施 工 <雨水浸透施設> 22.5.2 施工一般 1. 砂利地業の厚さ：図面による 5 (1) 材料：図面による (2) 樹ふた：図面による 6. 床掘り、掘削など (2) 土質の確認または試験方法：</p> <p>■建築編 23章 舗装工事■</p> <p><路 床> 23.2.2 路床の構成及び仕上り 1. 路床 (1) 遮断層 ・適用する(厚さ：) ※適用しない (2) 凍上抑制層 ・適用する(厚さ：) ※適用しない (3) 透水性舗装に用いるフィルター層 ・適用する(厚さ：) ※適用しない (4) 路床安定処理 ・適用する(厚さ： , 方法：) ※適用しない</p> <p>23.2.3 材 料 1. 盛土材： ※発生土の中の良質土 ・購入土 2. 遮断層に用いる材料及び粒度： 3. 凍上抑制層に用いる材料： 4. 砂の粒度試験： ・実施する ※実施しない 5 (1) 路床安定処理用材料 ※普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号 [23.2.2表による] (2) ジオテキスタイル ・適用する(品質：) ※適用しない</p> <p>23.2.5 試 験 1. 路床土の支持力比(CBR)試験： ・実施する ※実施しない 2. 路床締固め度試験： ・実施する ※実施しない</p> <p><路 盤> 23.3.2 盤の構成及び仕上り <アスファルト舗装> 23.4.2 舗装の構成及び仕上り 1. アスファルト舗装の構成及び厚さ： 図面による</p> <p>23.4.4 配合その他 1. 表層の加熱アスファルト混合物等の種類： ・密粒度アスファルト混合物(13) [23.4.5表による] ・細粒度アスファルト混合物(13) ※再生密粒度アスファルト混合物(13) ・再生細粒度アスファルト混合物(13) 基層の加熱アスファルト混合物等の種類： ・粗粒度アスファルト混合物(20) ※再生粗粒度アスファルト混合物(20)</p> <p>23.4.5 施 工 5. シールコート： ・適用する ※適用しない</p> <p>23.4.6 試 験 <コンクリート舗装> 23.5.3 材 料 3. アスファルト混合物等の抽出試験： ・適用する ※適用しない 転圧コンクリート舗装用コンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法 ：図面による 早強セメントを用いるコンクリート(寒冷期施工)の設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法 ：図面による</p> <p>23.5.4 施 工 4. 転圧コンクリート舗装用コンクリートの工法： 5 (1) コンクリート版の目地の種類及び間隔：図面による</p>

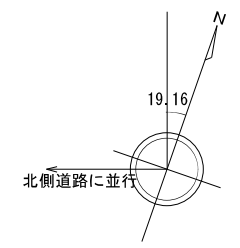
項目	特記事項														
	<p>(2) 目地の構造：図面による</p> <p>23.5.6 試 験 <カラー舗装> 23.6.2 舗装の構成及び仕上り 1. コンクリート版の厚さの試験： ・適用する ※適用しない</p> <p>23.6.3 材 料 1. 結合材による種類： ※アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 車道部の基層の適用： ※適用する ・適用しない</p> <p>23.6.4 配合その他 1. 加熱系混合物 (3) 添加する着色骨材又は自然石：</p> <p><排水性アスファルト舗装> 23.8.2 舗装の構成及び仕上り <ブロック系舗装> 23.9.3 材 料 1. 加熱系混合物 (2) 結合材(石油樹脂) 顔料の添加量： 2. 樹脂系混合物、ニート工法、塗布工法の配合、その他：</p> <p><土系舗装等> 23.10.2 工法(土系舗装) 1. 排水性アスファルト舗装の構成及び厚さ：図面による 2. (1) 砂舗装の高さ、厚さ： 100mm (2) 砕石及び石灰岩ダスト舗装の高さ、厚さ： 100mm (4) 表層安定剤の量： 1.2kg/m²</p> <p>23.10.3 タイル舗装 1. 材料(1) 寸法、形状、色合いなど：図面による 2. 工法(2) 化粧目地：図面による</p> <p>23.10.4 レンガ舗装 2. 工法(2) 目地 化粧目地：図面による、 伸縮目地：</p> <p>■建築編 24章 植栽等工事■</p> <p><ウォール・擁壁> 24.6.2 一般事項 1. 支持力試験： ・実施する(方法：) ※実施しない 2. 石材の種類： 裏込めに使用する透水材料及び伸縮目地の材料、厚さ：図面による 水抜きパイプの口径(3㎡に1カ所以上)： ※75 ・100</p> <p>24.6.6 石積(張)擁壁 1. 材 料 (1) 割 石： ・花こう岩(規格：) ・安山岩(規格：) 雑割石： ・花こう岩(規格：) ・安山岩(規格：) 2. 工法一般 (3) 目地仕上げ方法(雑割石積み、野面石積みの練積みの場合)： ()</p> <p><遊戯施設及びサービス施設> 24.8.2 一般事項 4. 木材の防腐処理方法： メーカー仕様による 6. 遊具の構造、強度、材料、寸法、安全領域：図面による</p> <p>24.8.3 遊具組立設置 1. 材 料 (3) 木製遊戯器具などの木材の規格、樹種など：図面による (4) 木材その他の工作物の木材の規格、樹種など：図面による 自然石(ii)、切石などの仕上げ：図面による</p> <p><管理施設> 24.9.2 柵 工 1. 材 料 (2) ネットフェンスの構成部材の種類、寸法等：図面による ひし形金網の種類、寸法等：図面による</p> <p><建築施設組立> 24.10.2 自転車置場 1. 材 料 (2) 材質、収納台数：図面による</p> <p>24.10.3 物置ユニット 1. 材質(主要部材)：図面による 2. 強度区分の種類別： ・120型 ・300型 ・450型 寸法、形状：図面による</p> <p><グラウンド舗装> 24.11.3 グラウンド舗装 1. 材 料 荒木田土：図面による グラウンドのライン：図面による 2. 工 法(クレー舗装) 荒木田土の高さ、厚さ：図面による 表層安定剤の量：図面による</p> <p>■建築編 そ の 他■</p> <p>建築札 ※設置する(材種：※黒御影石, 厚25mm ・その他 []) ・設置しない</p>														
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">株式会社 岩崎設計事務所</td> <td colspan="2">東浦住宅建築工事(第19工区)</td> <td rowspan="2">図面番号 No. A-F</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士登録 第66771号 岩崎 征一</td> <td colspan="2">特記仕様書6</td> </tr> <tr> <td>検 図</td> <td>製 図</td> <td>設 計 H25年2月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </table>	株式会社 岩崎設計事務所		東浦住宅建築工事(第19工区)		図面番号 No. A-F	一級建築士登録 第66771号 岩崎 征一		特記仕様書6		検 図	製 図	設 計 H25年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課	
株式会社 岩崎設計事務所		東浦住宅建築工事(第19工区)		図面番号 No. A-F											
一級建築士登録 第66771号 岩崎 征一		特記仕様書6													
検 図	製 図	設 計 H25年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課												

項目	特記事項																																		
<p>< 指定資材 > 材料等の使用制限</p> <p>建築工事指定資材</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>県 営 ○ ○ 住 宅 施 工 ○ ○ 建 設 ○ ○ 電 気 ○ ○ 給 排 水 完成 平成 年 月 愛 知 県 建 設 部</p> <p style="text-align: center;">300</p> <p style="text-align: center;">450</p> </div> <p>文字は丸ゴシック体（彫り込み）とする。 取付位置及び文面は監督員の指示による。</p> <p>【化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則】 本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。</p> <p>1) スチレンを発散する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1" data-bbox="492 453 1225 720"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂板</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1" data-bbox="492 743 1225 825"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノカルブを含有する防腐・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1" data-bbox="492 848 1225 930"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤</td> <td>含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1" data-bbox="492 953 1225 1106"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>本工事に使用する資材・機材は、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等（以下「評価名簿登載品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品（BL部品）。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督員の承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督員に承諾が得られること。）</p> <p>なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p> <p>また、防犯建物部品とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、(ア)騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、(イ)騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。</p>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																		
③ ユリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																		
④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																			
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																			
⑦ 塗料																																			
⑧ 仕上塗材																																			
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 塗料																																			
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後現場へ搬入する。																																		
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																		

項目	特記事項			
<p>検 図</p>	<p>製 図</p>	<p>設 計 H25年2月</p>	<p>株式会社 岩崎設計事務所 東浦住宅建築工事(第19工区) 特記仕様書7 愛知県建設部建築局公営住宅課</p>	<p>図面番号 No. A-G</p>



凡例	
記号	内容
	今回工事建物
工事概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅(西棟)の新築 ・自転車駐車場Eの新築 ・児童遊園の整備 ・雑草(名古屋市型)の整備 ・敷地内(19工区工事範囲内)の雨水排水施設の整備 ・上記に係る敷地内工作物(19工区工事範囲内)の整備 ・一部既設工作物の除去 	



株式会社 岩崎設計事務所	東浦住宅建築工事(第19工区)	図案番号
一級建築士登録 第66771号	岩崎 匠一	No. A-1
図	設計	縮尺
2025年 2月	第19工区完成時全体配置図	1/500
愛知県建設部建築局公営住宅課		